

回 覧

小型無人機等飛行禁止法に基づく対象防衛関係施設の指定について

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律に基づき、陸上自衛隊春日井駐屯地が、対象防衛関係施設に指定されます。

これにより、対象施設周辺地域（周囲約 300m）の上空における小型無人機等の飛行が原則禁止されます。

ドローン等を飛行させる場合等、詳細は春日井駐屯地にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

陸上自衛隊 春日井駐屯地 電話 0568-81-7183

ドローンの規制についてのお知らせ

小型無人機等飛行禁止法により指定されている
自衛隊施設／米軍施設その**周辺地域**（周囲約300m）
の上空における**ドローン**等の飛行は、
原則として**禁止**されています。

これに違反した場合、次のような措置／罰則もあります。

- 警察官等による安全確保措置
- 最大懲役1年／罰金50万円

Drone Regulation Notice

Drone flights are prohibited over and within approx. 300-meter radius of the designated **Self-Defense Forces /U.S. Forces facilities** under the Act on Prohibition of Flight of sUAS(Drones).

If a person illegally flies drones, police officers, etc. may take necessary measures for security. The person may be punished by the Government of Japan by imprisonment of up to one year or a fine of up to 500,000 yen.

周囲おおむね300mの
地域の上空
(イエロー・ゾーン)

自衛隊施設／米軍施設の
敷地・区域の上空
(レッド・ゾーン)



約300m

ドローン使用禁止
NO DRONE ZONE



※ このほか、**航空法**上の無人航空機の飛行禁止空域においてドローン等を飛行させる場合、夜間にドローン等を飛行させる場合等には、別途、**国土交通大臣の許可又は承認を得る必要があります。**

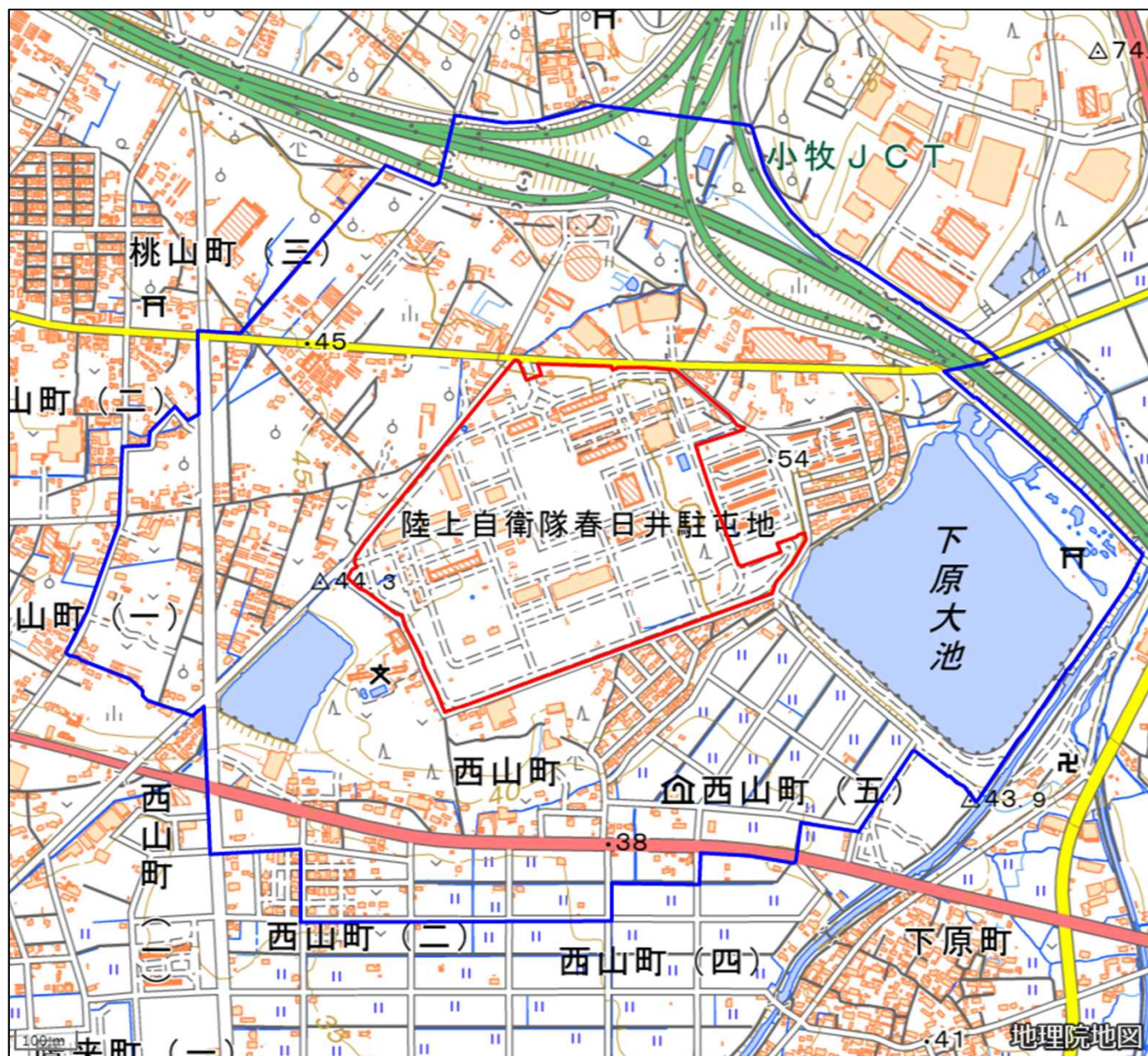
対象防衛関係施設および飛行をさせたい場合の手続の詳細については、防衛省HPをご参照ください。

<https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/index.html>



防衛省・警察庁・外務省・国土交通省

陸上自衛隊春日井駐屯地周辺地域 (愛知県春日井市西山町無番地)



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

